

議案第 1 1 号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

川崎市旅館業法施行条例（平成 1 5 年川崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項第 2 号中「1. 6 5 平方メートル」を「3. 3 平方メートル」に改め、同表第 8 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 毎日完全に換水している浴槽水は 1 年に 1 回以上、当該浴槽水以外の浴槽水は 1 年に 2 回以上、原湯、原水並びに上がり用湯及び上がり用水は浴槽水が水質基準に適合しなかった場合その他必要に応じて、水質検査を行い、水質基準に適合していることを確認すること。

別表第 1 第 8 項第 5 号ただし書中「ただし、ろ過器」の次に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第 2 第 7 項第 1 号中「見透かす」を「見通す」に改め、同項第 3 号中「流し場」を「洗い場」に改め、同項中第 1 5 号を第 1 8 号とし、第 4 号から第 1 4 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

- (4) 浴槽は、耐水材料を用い、共同用の入浴設備にあっては、入浴者に熱

気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。

(5) 共同用の入浴設備における浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えておくこと。

(6) 床面における照度は、30ルクス以上とすること。

別表第2第7項に次の1号を加える。

(19) サウナ室を設ける場合にあっては、次のとおりとすること。

ア サウナ室は、男女を区別し、互いに、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

イ サウナ室には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、床面における照度は、30ルクス以上とすること。

ウ サウナ室の床は、適正に排水できる構造であること。

エ サウナ室には、入浴者の見やすい場所に温度計及び時計を備えておくこと。

オ サウナ室の床、内壁及び天井は、耐熱材料を用いること。

カ 蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とするとともに、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。

キ 入浴者の安全のため、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設け、かつ、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。

別表第2第9項第3号に次のただし書を加える。

ただし、近接して洗面設備が設けられている場合においては、この限りではない。

別表第2第9項第5号中「には、」の次に「男女を区別した」を加え、同表に次の1項を加える。

10 基準の適用除外

第7項及び第9項に掲げる基準にかかわらず、営業形態その他特別な理由により、市長が公衆衛生上、風紀上及び安全上支障がないと認めるときは、第7項第1号並びに第19号ア、ウ及びキに掲げる基準並びに第9項第5号に掲げる基準の全部又は一部を適用しない。

別表第3第7項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同表第9項に次のただし書を加える。

ただし、営業形態その他特別な理由により、市長が公衆衛生上、風紀上及び安全上支障がないと認めるときは、同表第7項第1号並びに第19号ア、ウ及びキに掲げる基準の全部又は一部を適用しない。

別表第3第11項第3号に次のただし書を加える。

ただし、近接して洗面設備が設けられている場合においては、この限りではない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けている施設又は現に同項の規定による許可の申請がされている施設が改正後の条例別表第1第2項第2号並びに別表第2第7項第4号から第6号まで、第19号イ、オ及びカ並びに第9項第5号に掲げる基準に適合しないときは、当該施設については、増築、改築、大規模の修繕等により当該施設の構造設備が変更される日までの間、これらの規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の許可

を受けている施設又は現に同項の規定による許可の申請がされている施設は、改正後の条例別表第2第7項第19号キに掲げる基準にかかわらず、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓及び非常用ブザー等を設けることにつき困難な事情があるときは、増築、改築、大規模の修繕等によりこれらの施設の構造設備が変更される日までの間、当該窓及び非常用ブザー等を設けないことができる。この場合において、これらの施設の営業者は、当該窓及び非常用ブザー等の設置に代わる措置を講じてこれらの施設のサウナ室における入浴者の安全を確保しなければならない。

参考資料

制 定 要 旨

旅館業の施設の構造設備の基準にサウナ室に関する基準を追加し、並びに公衆衛生上、風紀上及び安全上支障がないと認めるときは、旅館業の構造設備の基準の全部又は一部を適用しないこととすること等のため、この条例を制定するものである。